

1 届出対象

この届出は、健康増進法施行規則に基づき既存特定飲食提供施設（注1）が喫煙可能室（注2）を設置する場合に市長に届け出るものです。

＜注1＞既存特定飲食提供施設とは、令和2年（2020年）4月1日時点で営業している以下の①及び②の要件を全て満たす飲食店です。

①個人経営、又は中小規模の会社により営まれているもの

中小規模の会社とは、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社を言います。

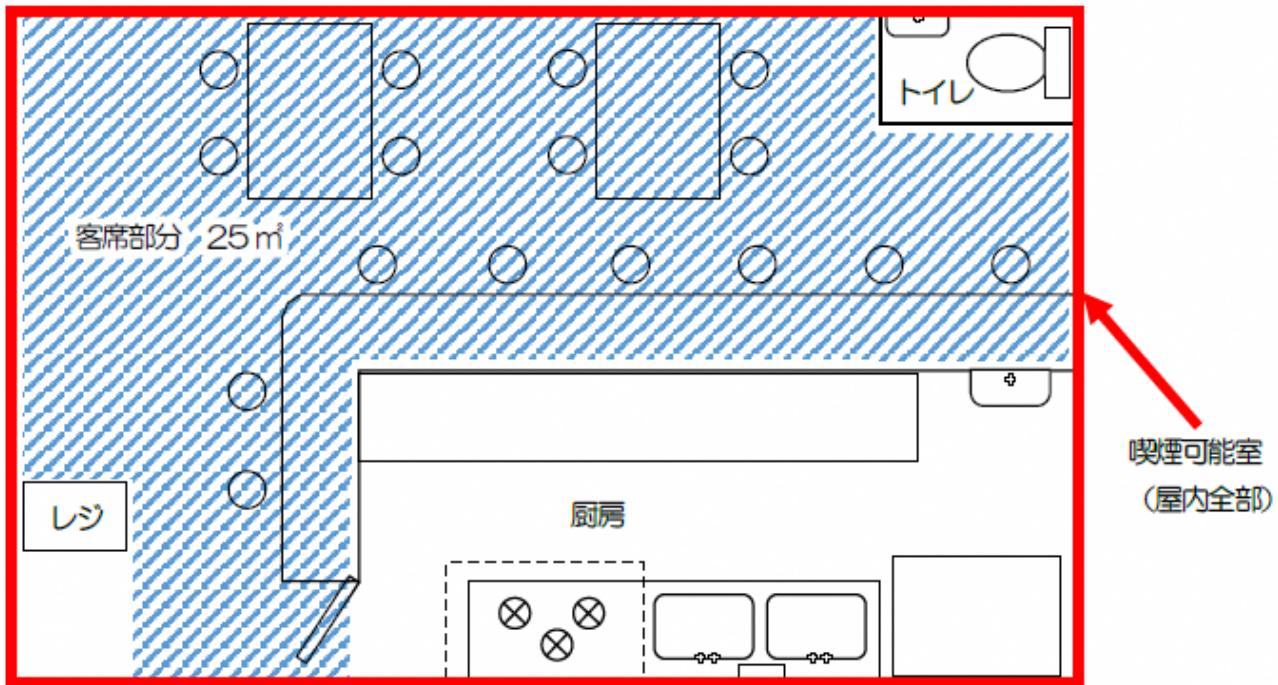
また、ここではみなし大企業（資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社が1社で株式の2分の1以上を占めている、又は資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社複数社で株式の3分の2を占めている会社）は中小規模の会社に含みません。

②客席部分の面積が100m²以下の店舗

＜注2＞喫煙可能室とは、上記施設において店舗の一部又は全部に設置することができる喫煙可能な部屋です。喫煙可能室では、令和2年（2020年）4月1日以前の喫煙状況を継続し、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することができます。

2 客席部分の面積と喫煙可能室の設置の考え方について

＜例＞



- ・「客席」とは、お客様に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた上記斜線部分を指します。
- ・喫煙可能室（上記太枠内）は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準として、次の①から③の基準を全て満たしていかなければなりません。

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること。
 - ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること。
 - ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。
- ただし、店内全てを喫煙可能室とする場合は、室内が壁、天井等によって区画されていることが条件となります。なお、技術的基準に関するご不明な点は、枚方市保健所までご相談ください。
- ・喫煙可能室には、20歳未満の者は立ち入ることができません。
 - ・喫煙可能室を設置する場合には、喫煙可能室の出入口と店舗の主たる出入口の見やすいところに標識の掲示が必要です。
- なお、標識例は厚生労働省のホームページ（<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>）に掲載していますので参考にしてください。

3 大阪府受動喫煙防止条例について

大阪府内では条例により、令和4年（2022年）4月1日から、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努めることとしています。

また、令和7年（2025年）4月1日から、客席面積30m²を超える店舗では喫煙可能室の設置ができなくなります。これを踏まえて、条例の全面施行までの準備期間に受動喫煙防止対策について対応の検討と準備をお願いいたします。

4 届出書について

喫煙可能室を設置する場合に提出してください。

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、枚方市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 届出書	<u>正副2部</u> を用意してください。
2	チェックリスト	<u>正副の届出書に各1部添付</u> してください。

- ② 正本は枚方市保健所で受領し、副本及びチェックリストは受領印を押印の上、返却します。

- ③ 店舗では「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を保管してください。

【店舗で保管する資料】

- ・店舗図面（客席面積を記入）

客席部分の床面積に係る資料として、店舗図面に寸法と客席部分の面積（m²）、区画が分かるように記載してください。

- ・（法人の場合）登記の写し等

資本金の額又は出資の総額に係る資料とは、資本金の額や出資の総額を記載した登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等を言います。

5 変更届出書について

届出事項に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

【変更の対象となる事例】

- ・名称及び所在地又は車両識別文字、番号、記号その他の符号に変更があった場合
(この場合の所在地の変更とは、行政の都合による住居表示変更や、建物名の変更等であり、移転に伴って変わるものには含まない。)
- ・飲食店の生前相続により新規許可を取得した場合(既存の店舗と継続性が認められる場合)
- ・相続(死後)、合併、分割による名称変更
- ・飲食店の軽微な改装により客席面積が変更(※)された場合。

(※) 2025年3月末まで: 変更前後とも100m²以下となるもの

2025年4月以降: 変更の前後とも30m²以下となるもの

その他、変更届出の対象となるかの判断については、枚方市保健所にご相談ください。

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、枚方市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 変更届出書	<u>正副2部</u> を用意してください。
2	変更の事実を証することができる書類	<u>正副の届出書に各1部添付</u> してください。
3	チェックリスト	客席面積変更の場合は正副の届出書に各1部添付してください。

- ② 正本は枚方市保健所で受領し、副本及びチェックリストは受領印を押印の上、返却しますので、保管してください。

6 廃止届出書について

喫煙可能室設置施設でなくなった場合は、速やかに提出してください。

【廃止の対象となる事例】

- ・飲食店の廃止(移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む)
- ・飲食店の屋内禁煙化(全面禁煙又は喫煙専用室等設置)
- ・飲食店の軽微な改装により客席面積が変更(※)された場合
(※) 2025年3月末まで: 変更後に100m²以上となるもの
2025年4月以降: 変更後に30m²以上となるもの
- ・飲食店の喫煙目的施設への変更

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、枚方市保健所に提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 廃止届出書	<u>正副2部</u> を用意してください。
2	チェックリスト	客席面積変更の場合は正副の届出書に各1部添付してください。

- ② 正本は枚方市保健所で受領し、副本及びチェックリストは受領印を押印の上、返却しますので、保管してください。

【届出の提出及びお問い合わせ先】

枚方市保健所 保健医療課(枚方市禁野本町2丁目13番13号)

TEL: 072-807-7623 FAX: 072-845-0685